

# 平成18年第2回大曲仙北広域市町村圏組合議会定例会会議録

平成18年10月17日第2回大曲仙北広域市町村圏組合議会定例会を大曲仙北広域交流センター第1研修室に招集した。

1. 平成18年10月17日(火)午後3時 開会

1. 平成18年10月17日(火)午後4時15分 閉会

1. 出席した議員は次のとおりである。

1 番	橋本五郎	2 番	大野忠夫	3 番	佐藤峯夫	4 番	伊藤福章
5 番	杉沢千恵子	6 番	金谷道男	7 番	藤原万正	8 番	泉 繁夫
10 番	本間輝男	11 番	門脇健郎	12 番	武藤 威	13 番	渡邊秀俊
14 番	佐藤文子	15 番	田口喜義				

計 14名

1. 欠席した議員は次のとおりである。

9 番 石塚 柏 16 番 熊谷良夫

計 2名

1. 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

管理者	栗林次美	副管理者	石黒直次	副管理者	松田知己
副管理者	鎌田榮治	収入役	久米正雄	監査委員	坂本昇一
管理課長	小松英昭	消防長	里見喜代治	消防次長	佐藤富男
大曲消防署長	伊藤正勝	角館消防署長	高橋庄孝	消防総務課長	伊藤和美
後三年更生園長	進藤恭助	角間川更生園長	佐藤仁志		
角館広域交流センター所長	柳原昭市	介護保険事務所長	佐々木勝		
介護保険事務所主幹	樫尾正義	管理課主幹	伊藤忠彦		
管理課副主幹	菅尾 修	管理課主査	久米 正		

1. 会議の書記は、次のとおりである。

管理課 伊藤 忠彦

1. 本会議に提出した議案は、次のとおりである。

- (1) 議案第26号 大曲仙北広域市町村圏組合消防本部及び消防署設置条例の一部を改正する条例の制定について
- (2) 議案第27号 大曲仙北広域市町村圏組合長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の制定について
- (3) 議案第28号 秋田県市町村総合事務組合規約の一部変更について
- (4) 議案第29号 平成18年度大曲仙北広域市町村圏組合一般会計補正予算(第2号)
- (5) 議案第30号 平成18年度大曲仙北広域角間川更生園特別会計補正予算(第2号)
- (6) 議案第31号 平成17年度決算の認定について

議 長 : (橋本五郎君)

これより平成18年第2回大曲仙北広域市町村圏組合議会定例会を開会いたします。管理者から招集のあいさつがあります。管理者。

管 理 者 : (栗林次美君)

本日、平成18年第2回大曲仙北広域市町村圏組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、ご参集いただき誠にありがとうございます。

今次定例会でご審議をお願いする案件は、あらかじめ送付させていただいている議案書のとおり、条例案2件、単行案1件、補正予算2件及び決算認定1件の合計6件であります。各案件につきまして、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

それではこの場をお借りして、諸般の報告並びに当組合における主要事業の進捗状況についてご報告をさせていただきます。

初めに、消防関係について申し上げます。

本年度の消防職員採用試験につきましては、去る9月3日に実施の第1次試験で、受験者50名中15名が合格しております。第2次試験につきましては、今月11日、12日の2日間にわたり実施しており、最終合格者を4名とする予定のほか、本年度から採用辞退者や中途退職者が生じた場合に速やかに欠員補充ができるよう、補欠合格者1名を期限を限って登録することとしております。

次に、田沢湖分署に配備予定の救急自動車の購入につきましては、去る8月4日に、車両本体については1,102万5,000円で秋田トヨタ自動車株式会社と、救急資機材については509万2,500円で株式会社高洋と契約を締結しており、平成19年2月末日までに納車となる予定であります。

次に、仙北市立田沢湖病院の救急告示指定病院返上に伴う救急体制の対応についてであります。田沢湖地内における救急事案につきましては、田沢湖分署の救急隊のみならず角館消防署及び西木分署の救急隊も一体となった活動を展開し、それぞれがバックアップ体制をとりながら市立角館総合病院などへ搬送することとしております。

また、これに併せて救急車の出動要請を受信する消防本部の通信指令課においても、通報者に対し、角館総合病院への搬送であることや病院到着までのおおよその所要時間の説明などを行い、救急業務への不安解消に努めているほか、当該地域から遠距離となる玉川温泉地域の救急事案につきましても、広域消防相互応援協定に基づき、鹿角広域行政組合消防本部と綿密な連携を図りながら事案の処理にあたることとしており、今後も引き続き安全・迅速な対応に努めてまいりたいと存じます。

去る8月24日に札幌市で開催された全国救助大会の結果につきましては、当消防本部から3種目に6名の職員が出席しており、はしご登坂の部で52名中2位、ロープ応用登坂の部で50組中6位となるなど、それぞれ素晴らしい成績を収めております。

次に、斎場関係について申し上げます。

年次計画で実施しております火葬炉の補修工事につきましては、本年度は7月25日から8月31日までの期間に、3斎場合わせて670万9,500円の工事費で完了しております。また、昨冬の豪雪により一部破損した北部斎場の屋根の補修工事につきましても、工事費49万8,750円で完了しております。なお、斎場を利用する圏域住民から、斎場に車椅子を設置して欲しい旨の要望があったところであり、利用者の利便性の向上のため、各斎場にそれぞれ2台ずつ計6台の車椅子を設置することとし、今次定例会に購入費に係る予算の補正をお願いしておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、後三年更生園関係について申し上げます。

本年第2回臨時会において、移転改築関連の用地取得費や造成工事費の補正予算のご承認をいただいたところではありますが、移転用地につきましては、不足分の2,534.64平方メートルの用地を取得済みであり、また、排水用地として放流の承諾

を得ようとしておりました土地について、地権者から購入して欲しい旨の要望がありましたので、742平方メートルの用地を1平方メートル当たり480円で購入いたしております。

用地に係る造成工事につきましては、美郷町の6業社による指名競争入札の結果、有限会社小貫建設が1,202万2,500円で落札いたしましたので、去る8月23日に契約を締結し、11月末までの工期で現在工事が進められております。

なお、後三年更生園の移転改築事業につきましては、先の臨時会の際の議員全員協議会において、基本方針等についてご説明申し上げ、ご協議を頂いたところでありますが、その後の国・県との協議の結果、先に説明いたしました事項について若干変更等が生じたので、本日の本会議終了後に再度議員全員協議会を開催していただき、鎌田副管理者から変更点と今後の概略の事業計画についてご説明申し上げ、ご協議を頂きたいと存じますので、よろしくお願いたします。

次に介護保険関係について申し上げます。

4月からの制度改正に伴い、新たに創設された地域密着型サービスにつきましては、サービス提供事業者の指定権限が保険者である当組合となったことから、去る10月1日付でサービス事業者の指定を行っております。事業者の指定に当たりましては、第3期介護保険事業計画に基づき、本年度の指定枠である小規模多機能型居宅介護を5事業所、認知症対応型共同生活介護、いわゆるグループホームを1ユニット、特定施設入居者生活介護を5施設48床の範囲内で指定することとし、去る8月に公募による募集を実施したところ、15の事業者から申請があったところであります。事業者の審査についてであります。介護保険事務所職員6名からなる地域密着型プロジェクトチームによる申請書類の審査や現地調査、ヒアリング等を踏まえ、約20の評価項目で評点を行い、指定候補事業者を選定したところであり、これを構成市町に報告の上、去る9月21日に開催された第1回地域密着型サービス運営委員会にお諮りし、ご承認をいただいております。その結果、小規模多機能型居宅介護については申請6事業者に対し4事業者を、認知症対応型共同生活介護については申請4事業者に対し1事業者を、特定施設入居者生活介護については申請5事業者に対し4事業者をそれぞれ指定しており、指定された各事業者は、準備が整い次第、サービスの提供を開始することになります。

以上で、招集のあいさつ並びに諸般の状況についての報告を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

議長 (橋本五郎君)

ただ今、管理者のあいさつの中で議員全員協議会開催の要請がありましたので、本会議終了後に引き続き議員全員協議会を開催したいと思っております。ご了承を願います。

それでは、これより本日の会議を開きます。

欠席の届け出は、9番石塚柏君、16番熊谷良夫君であります。出席議員は定足数に達しております。

本日の議事は日程第1号をもって進めます。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第67条の規定により議長において、2番大野忠夫君、3番佐藤峯夫君、4番伊藤福章君を指名いたします。

日程第2「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は本日1日といたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

日程第3「議案第26号 大曲仙北広域市町村圏組合消防本部及び消防署設置条例

の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。小松管理課長。

管理課長 (小松英昭君)

はい。「議案第26号 大曲仙北広域市町村圏組合消防本部及び消防署設置条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明申し上げます。

本案は、消防組織法の一部を改正する法律が本年6月14日に公布され、同日施行されたことに伴い、条例で引用している条文に影響が出たことから、当該条文について所要の整備を行うものであります。

改正の内容であります。第1条に規定されている消防本部及び消防署設置の法的根拠に係る条項が移動したことに伴い、当該部分を改めるものとなっております。

以上、議案第26号についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。以上で終わります。

議長 (橋本五郎君)

提案理由の説明が終わりました。これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。

これより「議案第26号」を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第4「議案第27号 大曲仙北広域市町村圏組合長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の制定について」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。小松管理課長。

管理課長 (小松英昭君)

はい。「議案第27号 大曲仙北広域市町村圏組合長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の制定について」ご説明申し上げます。

本案は、平成16年に成立した地方自治法の一部改正により、長期継続契約の締結ができる法律上の範囲が拡大されたことから、今般、契約事務の効率化及び契約事項の円滑な履行の確保のため、同法施行令において、条例で定めることとされている長期継続契約を締結できる契約の種類等について、新たに条例規定するものであります。

条例の内容であります。長期継続契約ができる契約として、「複写機、電子計算機等の事務機器及びこれに付随するソフトウェアの賃貸借契約」並びに「組合が管理する施設の保守及び維持管理業務に係る委託契約」のほか、「商慣習上複数年契約が一般的なもの又は年度初めに経常的な役務の提供を受ける必要があり、複数年契約をしなければ安定的な役務の提供の確保に支障を及ぼす恐れがあるもので、管理者が特に認める契約」と定めるとともに、当該契約の期間を、原則として5年以内と定め、公布の日から施行するものであります。

以上、議案第27号についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。以上で終わります。

議長 (橋本五郎君)

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。

これより「議案第27号」を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第5「議案第28号 秋田県市町村総合事務組合規約の一部変更について」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。小松管理課長。

管理課長

(小松英昭君)

はい。「議案第28号 秋田県市町村総合事務組合規約の一部変更について」ご説明申し上げます。

本案は、議案第26号の当組合消防本部及び消防署設置条例の一部改正と同様、消防組織法の一部改正に伴い、秋田県市町村総合事務組合規約において同法を引用している部分の条項整理を内容とした規約の一部変更について、地方自治法第286条の規定に基づく関係地方公共団体の協議の依頼が同組合からありましたので、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

変更の内容であります。議案記載のとおり、共同処理に係る地方公共団体とその共同処理する事務について定めている別表第2中、法改正に伴う条項移動により変更の必要が生じた部分について、所要の整備を行うものとなっております。知事の許可を受けた日から施行するものであります。

以上、議案第28号についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。以上で終わります。

議長

(橋本五郎君)

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。

これより「議案第28号」を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第6「議案第29号 平成18年度大曲仙北広域市町村圏組合一般会計補正予算(第2号)」、日程第7「議案第30号 平成18年度大曲仙北広域角間川更生園特別会計補正予算(第2号)」の2件を一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。小松管理課長。

管理課長

(小松英昭君)

はい。初めに「議案第29号 平成18年度大曲仙北広域市町村圏組合一般会計補正予算(第2号)」についてご説明申し上げます。

議案綴り「補正予算書」の1ページをお開き願います。

今回の補正は「衛生費」の増額補正と、「消防費」の歳出組み替えであります。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ20万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ24億7,761万4,000円とするものであります。

詳細につきましては「事項別明細」にてご説明申し上げます。6ページをご覧ください。

歳入5款1項1目「繰越金」は、20万8,000円の増額であります。歳出の「衛生費」増額相当額を前年度繰越金で充当するものであります。

次に、歳出についてご説明申し上げます。7ページをご覧ください。

歳出3款1項1目「斎場費」は、20万8,000円の増額であります。これは、

先ほどの管理者の行政報告でもご説明申し上げましたとおり、中央、北部、南部の3斎場に車椅子各2台、合計6台を配備することとして、その購入に要する経費に係る補正をお願いするものであります。

歳出5款1項1目「常備消防費」は、3節職員手当等を233万4,000円減額し、14節使用料及び賃借料に同額を増額計上する、予算の組み替えであります。

まず、増額となる使用料及び賃借料であります。現在、消防本部が取り扱う個人情報情報は救急事案や火災、自然災害或いは各種防火対象物に係るものなど数多くありますが、この個人情報の管理及び漏洩防止対策の徹底を図るよう国・県から強い指導を受けていること、また、本部と各分署・出張所間及び各分署・出張所間の文書や報告等の伝達方法が、公的には未だ紙或いはフロッピーディスク等の媒体に頼っており、必ずしも効率化が図られているとは言えない状況にあることから、今般、情報セキュリティの強化と事務の効率化・省力化を同時に図ることを目的として、本部、各分署・出張所に公用のパソコン103台を配備し、情報の一元管理を図るためのネットワークシステムを構築しようとするものであります。

事業に要する経費につきましては、総額で3,500万円程度を見込んでおりますが、これを5年間のリースで負担することとして、今般、本年度分のリース料所要額233万4,000円の補正をお願いするものであり、議決をいただいた後に入札を執行し、本年12月からの運用を開始したいと考えております。

なお、本来であれば債務負担行為を設定すべきところではありますが、議案第27号でご説明いたしました、長期継続契約ができる契約に関する条例の規定を適用し、債務負担行為を設定せずに契約を締結することとしております。

次に、職員手当等の減額につきましては、土曜日が祝日と重なる日及び年末年始の休日が土曜日や日曜日と重なる場合は、週休2日制が完全実施された平成6年4月1日以前においては、全国すべての消防本部において休日勤務手当を支給していましたが、その後、消防においても一週40時間勤務体制に移行するようになり、これに合わせて、この休日勤務手当のうち、勤務時間以外の拘束時間分について支給対象外とする本部が年々増加する傾向にあることから、今般、職員の了解を得た上で、当本部においても支給対象外とする措置を講ずるものであります。

これにより、本年度分といたしまして1,669万9,000円の不用額が生ずることになりますが、今回の補正では、消防本部ネットワークシステム構築の財源として、本年度のリース料相当額のみ減額補正とさせていただき、差額となる1,436万5,000円につきましては、当面留保財源として残し、平成19年の2月定例議会において改めて最終的な補正をお願いする予定としております。

以上が、一般会計補正予算（第2号）の概要であります。

次に「議案第30号 平成18年度大曲仙北広域角間川更生園特別会計補正予算（第2号）」についてご説明申し上げます。

「補正予算書」の9ページをお開き下さい。

今回の補正は、県委託金の減額に伴う歳入の組み替えであります。

詳細につきましては「事項別明細」にてご説明申し上げます。13ページをご覧ください。

初めに、歳入3款1項2目「放課後生活支援事業県委託金」であります。154万3,000円を減額し、2款1項5目「放課後生活支援事業利用負担金」と、7款4項1目「民生費補助金」を新たに設け、「放課後生活支援事業利用扶養義務者負担金」として46万2,000円、「放課後生活支援事業補助金」として108万1,000円、減額した額と同額となる合計154万3,000円を新たに予算計上するものであります。

これは、これまで県事業として実施してまいりました「秋田県養護学校児童生徒放課後生活支援事業」が障害者自立支援法の施行に伴い、本年9月末をもって廃止され、10月からは市町村が行う地域生活支援事業の中の「日中一時支援事業」に位置づけられたことから、これまで関係市町村から負担金を徴収し、県が当組合に委託して運営していた事業を、今後は経費を関係市町村からの補助金という形で受け入れ、組合が実施することとして、今般、歳入の組み替え補正をお願いするものであります。

以上が、角間川更生園特別会計補正予算（第2号）の概要であります。

以上、議案第29号及び議案第30号を一括してご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。以上で終わります。

議長（橋本五郎君）

これより、質疑に入ります。質疑の通告がありますので、発言を許します。15番、田口喜義君。

田口議員（田口喜義君）

はい、議長。先ほど管理者のあいさつにもありましたように、田沢湖病院の救急取り下げについて、今日の補正で5款消防費ということで質問をしたいと思っておりますけれども、議長よろしいですか。

議長（橋本五郎君）

はい、よろしいです。

田口議員（田口喜義君）

それでは、市立田沢湖病院の救急指定取りやめについて、現在救急指定の再取得に向けて、市長を始め仙北市が一丸となって医師の確保に全力を挙げて取り組んでいるところであります。そこで住民の安全・安心を確保する観点から、広域消防の在り方について質問をさせていただきます。

平成17年度の救急車の出動回数の状況を見ますと、旧大曲市の1,196件に次いで、旧田沢湖町が570件と2番目に多い出動回数となっております。その中で田沢湖分署管内では383件であり、その内訳を見ますと地元住民の救急車の出動が193件で、残り190件は地元以外、いわば観光に訪れている方々の出動回数が大半でないかなと思います。今年の9月1日から救急指定が取り下げになりまして、現在市立角館病院へ搬送されている訳ですが、やはり角館病院までは救急車で22分から23分、こういう雪の降らない最高の条件でその位ですから、今年の冬場みたいな場合はどの位かかるかわからないという、その位かかっておりますし、ちょうど今年の9月9日に地元の方がラーメンをのどに引っかけて詰まらせて、角館病院からまたさらに組合病院へ搬送される途中、残念な結果になったこともありまして、その田沢湖病院の救急再取得の間まで、暫定的にでも田沢湖分署に高規格救急車及び救急救命士の配属ができないものか、まずこの点を伺いたいと思います。

議長（橋本五郎君）

答弁を求めます。管理者。

管理者（栗林次美君）

消防長から。

議長（橋本五郎君）

はい。答弁を求めます。里見消防長。

消防長（里見喜代治君）

広域消防長の里見です。皆さんにはいつもお世話になっております。

ただ今の田口議員からのご質問であります。救急指定病院の取り下げの関係でありますけれども、始めの救急体制につきましては、管理者の行政報告の中でもありましたけれども、発生する事案につきましては管轄地域であります田沢湖分署の救急隊のみならず、角館消防署や西木分署の救急隊も一体となった活動を行っております。

それぞれがバックアップ体制をとりながら市立角館病院の方へ搬送しております。また遠隔地であります玉川温泉地区の救急事案につきましても、広域消防相互応援協定に基づき、鹿角広域消防本部と綿密な連携をとりながら速やかな事案処理にあたることとしております。これに併せまして、出動要請を受信した消防本部指令課でも通報者に対して角館病院などへの搬送につきましても、病院到着までの所要時間の説明、それから救急業務への不安解消に努めているところであります。

それから病院の方が取り消しになってからの救急出動件数でありますけれども、9月1日から10月15日までの1ヶ月半に39件の救急事案が発生しております。田沢湖救急隊が25件、西木救急隊が14件出動しております。角館総合病院には28名、仙北組合総合病院には2名、市立横手病院には1名、盛岡つなぎ温泉病院に1名、岩手県高度救命センターに1名搬送しております。そのほかに緊急避難的な処置といたしまして、救急車の中で心肺停止状態となった患者1名と、10月15日ですか、在宅医療患者が心肺停止したということで、田沢湖病院の院長の了解を得まして2名を搬送しております。

あと先ほど言われました9月9日のラーメンを詰ませた患者の関係でありますけれども、角館のお祭りですか、その関係で角館病院の方に2名の患者が応急手当をしております。角館病院の方で応急手当ができないということで、本部の指令課の方でコントロールいたしましたところでありましたけれども、それにつきましても救急車に同乗しておりました家族の方の了解を得まして、組合病院の方へ搬送したわけでありまして。

それから、田沢湖分署の方へ高規格救急車の早期装備ということでありましたけれども、これにつきましても同本部では救急業務整備計画に基づいて、救急業務の高度化を図ってきているところでありまして、現在のところ8名の救命士をもって大曲消防署と角館消防署に高規格を配備して業務を行っております。今後の計画につきましては今年の6月に広域消防整備計画を策定いたしまして、高度化を目指し地域住民のニーズに応じてまいるところでありますけれども、高規格救急車により救急業務を行うには最低4名の救命士が必要となることから、正副管理者を始め議員各位のご理解をいただきながら、計画的な救命士の養成と高規格救急車の導入配備に努めてまいりたいと考えております。なお、この第2次広域消防整備計画は市立病院がまだ救急指定取り下げ前の計画でありましたので、今後の計画の実施に際しましては病院の対応も勘案して、正副管理者とご相談をしながら適切に対応してまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解を申し上げます。

田口議員 (田口喜義君)

議長。

議長 (橋本五郎君)

はい、15番。再質問。

田口議員 (田口喜義君)

詳細な答弁をいただきまして、ありがとうございます。現状、玉川温泉は去年が68名、その前の年が67名という救急車の出動がありまして、先ほど管理者も言っておりましたけれども、鹿角病院の方が角館病院よりも半分の距離でありますので、やはり近い方に行ってしまうというか、でもやっぱり現状、なんといってもあそこの地域は首都圏のいわばお客さんが多いわけですし、交通のアクセス等を考えれば、新幹線が通っている角館、大曲のこっちの方面へ連れてきてもらいたいというような要望がありますし、また旅行を計画している人でも、今度玉川に行って何かあれば鹿角に連れて行かれると、そういうような話が伝わって行って、旅行を躊躇するというか、そういうことも聞こえてまいりますので、まず何といたしても住民の安全・安心が第一

条件でありますので、いろんな事情がありますけれども、いち早く配備のほうをよろしくお願ひしたいと思ひます。

関連してもう一つですけれども、消防のはしご車について、約10年位前に田沢湖分署にはしご車が配備されております。これについては田沢湖地区においてはしご車が必要だということで、旧田沢湖町の負担ということで広域が恐らく起債をして、そしてその当該償還分として、私の聞くところでは年800万位、毎年償還をしているというようなことだったと思ひます。広域の共通の負担金とは別に、特別負担金として旧田沢湖町が負担していたと記憶しています。確かはしご車というのは、1億以上したもではなかったのかと思ひています。そこで、各地区で必要があるものには特別負担金としているようでありますけれども、当該地域以外の災害でも当然出動するものであると思ひます。ですから現在もそういうルールになっているのか、こういう負担金というものでやっていくのか、また広域と各市町の負担割合の考え方について伺いたいと思ひます。それともう一つ、はしご車も10年近いと言ひますか、なつてきているわけですから、そこで今度新たに更新をする或いは10年にもなりますと大規模なメンテナンス或いは修繕費等かかってくると思ひますけれども、そういう負担については当該市の負担になるのかも併せて伺いたいと思ひます。

議 長 (橋本五郎君)  
答弁を求めます。副管理者。

副管理者 (鎌田榮治君)  
ただ今の質問についてですけれども、私も4月からですので過去のいきさつについて詳細に承知しているわけではございませんけれども、恐縮でございますけれども、現在、先ほどの田沢湖のはしご車につきましては議員ご指摘のように795万位ですか現在償還ということで、これにつきましては平成18年度で終了という形になっておりますけれども、オーバーホール等も生じております。現在のところはですね、例えば旧大曲市に配備されている高規、そういったもののオーバーホール等があった場合には、やはり当所属の市の方からの特別の負担金としていただいて現在やっているというのがこれまでの例のようでございます。今後そのことがはっきりとルール化されているのかといひますと、これは議会とのお話、こういったことになるかと思ひますが、完全にそういったことがルール化されているのかということではないのではないかと思ひますけれども、現在のところ負担金という広域の行政という観点から、今まででありますとそういった形で請求をさせていただいているというのが現状のようでございます。

議 長 (橋本五郎君)  
何か補足答弁はあるか。  
(暫時休憩の声あり)  
暫時休憩をいたします。

(休 憩)

議 長 (橋本五郎君)  
休憩を解き、再開いたします。答弁を求めます。副管理者。

副管理者 (鎌田榮治君)  
はい。それでは先ほどの足りない部分につきまして説明を申し上げますけれども、平成18年度の当初予算時におきましても一般経費につきましてはそれぞれの負担率というものを定めて負担をいただいておりますけれども、例えば消防費負担金につきましては特別の負担要素、例えば18年度でありますとはしご車のオーバーホールの

委託の分だとか、指令署のシステムの通信料だとか、それから仙北市におけるはしご車の償還費、美郷町におきます東分署、南分署の訓練用地償還費ですとか、こういった特別の負担金の内訳につきましては、それぞれの所属する構成市町において負担するといった形でお願いをいたしているところでございます。従いまして、ありますのは消防費に関わる分、それから交流センターにつきましても大曲と角館にしかないわけでありまして、これにつきましては美郷の負担はないと、それぞれの仙北市、大仙市それぞれの負担でやっておると、こういった事情になってございます。そういった形でのルール化といいますか、そういった形で平成18年度の負担金をお願いしているということでございますので、ご理解をいただきたいと存じます。

議長 (橋本五郎君)

15番、よろしいですか。

田口議員 (田口喜義君)

はい。

議長 (橋本五郎君)

以上で、通告による質疑を終わります。他に質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。

これより「議案第29号」を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

これより「議案第30号」を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第8「議案第31号 平成17年度決算の認定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。鎌田副管理者。

副管理者 (鎌田榮治君)

はい。「議案第31号 平成17年度大曲仙北広域市町村圏組合一般会計・特別会計歳入歳出決算の認定について」ご説明申し上げます。

本案につきましては、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、当組合における一般会計と後三年更生園等4特別会計、合わせて5会計の平成17年度歳入歳出決算を議会の認定に付するものであります。決算の内容はお手元にお配りしております「平成17年度大曲仙北広域市町村圏組合一般会計・特別会計歳入歳出決算書」のとおりであり、去る9月27日、同条第2項及び同法第241条第5項の規定により当組合監査委員の審査をいただいたものであり、その審査結果につきましては、別冊監査委員から提出されている審査意見書のとおりであります。

それでは決算の概要についてご説明申し上げます。決算の概要につきましては、議案説明資料の方、6ページをお開きいただきたいと存じます。

初めに一般会計であります。歳入は予算現額25億3,017万6,000円に対し、収入済み額が25億3,379万7,133円であり、予算現額との比較で362万1,133円の増となっております。一方、歳出は支出済み額が25億126万4,456円で、予算に対する執行率は98.9%、不用額は2,891万1,544円であり、歳入歳出差引額は3,253万2,677円となっております。次に

後三年更生園特別会計であります。歳入は予算現額2億4,855万8,000円に対し、収入済み額が2億5,040万5,209円であり、予算現額との比較で1,84万7,209円の増となっております。歳出は支出済み額が2億3,921万5,201円で、執行率96.2%、不用額は934万2,799円であり、歳入歳出差引額は1,119万8円となっております。次に角間川更生園特別会計であります。歳入は予算現額2億6,301万9,000円に対し、収入済み額が2億6,369万1,017円であり、予算現額との比較で67万2,017円の増となっております。歳出は支出済み額が2億5,186万202円で、執行率95.8%、不用額は1,115万8,798円であり、歳入歳出差引額は1,183万815円となっております。次に休祭日救急医療センター特別会計であります。歳入は予算現額1,995万7,000円に対し、収入済み額が2,193万3,222円であり、予算現額との比較で197万6,222円の増となっております。歳出は支出済み額が1,944万2,116円で、執行率97.4%、不用額は51万4,884円であり、歳入歳出差引額は249万1,106円となっております。次に介護保険特別会計であります。歳入は予算現額102億7,969万8,000円に対し、収入済み額が103億5,487万986円であり、予算現額との比較で7,517万2,986円の増となっているほか、不納欠損額884万4,481円、収入未済額が3,286万5,765円となっております。歳出は支出済み額が101億9,012万6,773円で、執行率99.1%、不用額は8,957万1,227円であり、歳入歳出差引額は1億6,474万4,213円となっております。次に各会計を合算した総額であります。収入済み額が134億2,469万7,567円、支出済み額が132億190万8,748円で、収入済み額に対する支出済み額の割合は98.3%、歳入歳出の差引額は2億2,278万8,819円となり、同額が翌年度に繰越となるものであります。なお、介護保険特別会計において歳入歳出差引額が1億6,500万円弱と多額になっておりますが、これは国・県の介護給付費負担金及び社会保険診療報酬支払基金の交付金が、平成18年1月現在の見込額で拠出されていることから差額が生じたものであり、保険給付費の確定により平成18年度において1億円弱の返還金が生じておりますので、実質の歳入歳出の差引額は6,500万円程度となっているものであります。

次に7ページをお開き下さい。7ページの表につきましては、平成17年度に実施した100万円以上の事業について記載したものであります。一般会計では、神岡分署配備の消防ポンプ自動車、南外分署配備の救急自動車の購入等、後三年更生園特別会計では、移転改築用地にかかる測量と地質調査等、介護保険特別会計では大仙市仙北庁舎への事務所移転事業等が主なものとなっております。

次に8ページをお開きいただきたいと存じます。8ページの表は組合の公債費を記しておりますが、決算年度中、未償還元金の額は消防関係の7億1,664万6,641円を始め、総額7億2,953万4,745円となっております。17年度中の元利償還金は7,346万6,984円であり、18年度には6,300万円ほどと減少する見込みであります。19年度には再び増加に転じ、ピークを迎える20年度には8,300万円程度となる見込みであります。これは16年度実施事業である高機能消防指令センター整備事業及び統合南分署建設事業によるものであります。

次に9ページをお開き願いたいと存じます。9ページの表は財政調整基金の内訳を示す資料として、決算資料とは別に作成したものであります。欄外に記載しておりますとおり、積立が出納整理期間中に行われた関係で決算附属資料の「財産に関する調書」に示している年度末残高とは数値的に異なりますが、実質の平成17年度末現在高は1億5,684万2,805円となっております。

次のページをお開き願いたいと存じます。10ページと11ページは平成17年度決算における不用額の主な内訳についてまとめた表となっております。職員の中途退職等による人件費の減や、物件費の節約等による減、介護保険におけるサービス量が見込みがを下回ったことによる保険給付費の減などが主なものとなっております。

以上で、平成17年度決算の概要説明を終わらせていただきますが、ご承知のとおり一部事務組合は構成市町により拠出させていただいておる負担金を主な財源として共同事務を行っております。平成17年度における市町村負担金総額は、37億3,867,5000円であり、歳入総額に占める割合は27.8%であります。また介護保険特別会計を除いた4会計では、22億7,758万2,000円となりまして、負担金の割合は74.2%を占めることとなります。また、先ほどの説明の中でも申し上げましたけれども、介護保険特別会計では不納欠損と収入未済が生じておりまして、前年度と比較いたしますと、不納欠損は金額で145万円程度、割合で19.6%、収入未済は金額で267万円程度、割合で8.9%それぞれ増加しております。負担の公平性を保つため徴収員を増員するなど、可能な限り未納解消に取り組んでいるところですが、今後とも最善を尽くしてまいりたいと存じます。

非常に厳しい各構成市町の財政事情を考えながら、今後も常に費用対効果等を意識した予算執行及び事業運営に努めてまいり所存でありますので、議員各位におかれましても引き続きご理解ご協力を賜りますよう、お願いを申し上げます。

以上、平成17年度大曲仙北広域市町村圏組合一般会計・特別会計の決算につきましてご説明申し上げますが、よろしくご審議の上、ご認定賜りますようお願いを申し上げます。以上です。

議長 (橋本五郎君)

これより、質疑に入ります。質疑の通告がありますので、発言を許します。

14番、佐藤文子君。

佐藤議員 (佐藤文子君)

はい、議長。

議長 (橋本五郎君)

はい、14番。

佐藤議員 (佐藤文子君)

私は、17年度決算の内、介護保険特別会計の決算について保険料に関することについて、3点について質問したいと思います。

まず意見書の中でも収納率の低下、不納欠損額及び収入未済額が増加しているというふうな指摘がありますけれども、いずれこれは普通徴収という、年間18万円以下の超低所得者の方の保険料が徴収できないことによって生ずるものであります。そういう意味で18年度からは保険料が増額になったということもありますので、滞納額或いは不納欠損そして収入未済額は、今後も私は増えるものと思っております。

実態としてまず1点は、この普通徴収対象者数というのはどれだけいるのかを教えてください。それから2点目は、こうした滞納、不納欠損の増加に歯止めをかけるには普通徴収対象者への保険料の軽減というふうなものを独自に図らなければならないかと思うわけでありまして。保険料段階における軽減措置、基本料金の半分というふうになっておりますけれども、これでは不十分であり、普通徴収の超低所得者への軽減制度というものを独自に創設できないものかと、そういうことが第2点です。第3点は、こうした保険料の滞納、未納ということに対しては、サービス利用をされるときにサービスの一時差し止めとか利用者負担の引き上げとかという問題につながっていくわけでありましてけれども、こうした中には保険サービスがどうしても必要であるにもかかわらず、滞納しているために申請さえも行えないという実態がないかど

うか、そういった実態があるとすればその件数を教えていただきたいし、今後そういう問題が生じないように、実態の把握も含めまして、保険料滞納者が保険料を払えないためにサービスを受けられないという事態にならないための対策、その点をどのようにお考えなのか、講ずるべきではないかという立場から質問させていただきます。

以上、3点についてよろしく申し上げます。

議長 (橋本五郎君)

14番に対する答弁を求めます。管理者。

管理者 (栗林次美君)

はい。質問の1点目の普通徴収対象者の問題及び3点目の保険料未納者のサービス利用の実態につきましては、介護保険事務所長より答弁をさせます。私からは第2点目の独自の保険料減免制度の創設についての質問に対してお答えいたします。

議員ご承知のとおり、確かに介護保険制度が大きく変わりました、ただ全体とすれば低所得者対策ということで、一定の国の制度として緩和措置が図られております。ただ、さまざまな状況が今さまざま報道されているように、それで果たして大丈夫かなと指摘があるのも十分に承知しております。ただ、この制度問題につきましては、我々は介護保険の保険者でありますので、これは各市町村、自治体の政策的な問題ではないのかなと私は思っております。この議論につきましては佐藤議員他大仙市所属でありますので、大仙市議会或いは大仙市としてどうするかという課題を、まず我々やっとうえで、それぞれの仙北市さん或いは美郷町さんでもそういう議論があつて足並みが揃うのであれば広域として一緒にやるということになると思うんですけども、まずは市町村、自治体の政策的な問題であると思っておりますので、ここでは組合としての答弁は保留したいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

議長 (橋本五郎君)

答弁を求めます。介護保険事務所長。

介護所長 (佐々木勝君)

はい。それでは私の方から質問の第1点目の介護保険料の普通徴収対象者数についてお答え申し上げます。

平成18年度当初における65歳以上の第1号被保険者の介護保険料につきましては、44,761人に賦課されております。そのうち普通徴収対象者であります、先ほど議員が申しあげましたように年金の年額が18万円未満の方や平成18年4月以降に65歳になった方など、今年度の保険料がすべて普通徴収となる方が2,441人いらっしゃいます。また昨年度中に65歳になった方などで、9月まで普通徴収となり10月から特別徴収に切り替わる方が4,011人でございます。これらを合計した普通徴収対象者は、全体の14.4%にあたる6,452人となっております。

なお、介護保険法の改正により、今年度から遺族年金、障害年金の受給者が特別徴収の対象となりましたので、これにより普通徴収対象者の内、およそ24%にあたる1,547人が今年の10月から特別徴収に切り替わることとなります。

また保険料の収納率であります、平成17年度は98.67%で確定しております。このうち、普通徴収対象者に限った収納率は89.57%と、前年比0.48ポイント減となっており、この影響により16年度と比較した場合、全体では0.02ポイント減と、わずかではありますが収納率は低下しております。しかしながら、遺族年金、障害年金受給者などが特別徴収に切り替わることで、普通徴収対象者数がこれまでの全体の約15パーセントから10%まで減ることになり、これらの変更を受けまして、収納率の低下を防ぐことにつながるものと期待しているところであります。

次に、質問の第3点目の保険料滞納者へのサービス利用給付制限等についてお答え

申し上げます。

まず、保険料の滞納状況ですが、平成16年度分が558人、平成17年度分が829人となっており、重複者を勘案した実人数では939人となります。これは、第1号被保険者全体の2.1%、普通徴収者のおよそ14.6パーセントに相当いたします。また、2年を経過し、平成15年度分が不納欠損となった方が365人となっております。

こうした方々であります。介護サービスを受ける必要が生じた場合ですが、当然介護認定を申請し、認定後にサービスを利用することは可能であります。このため、滞納しているため申請が行えないとか、認定を受けてもサービスを利用できないということはございません。ただ、それぞれの家庭の事情や考え方により、認定を受けてもサービスを利用しない方も現におりますので、一概に議員が指摘されるようなケースの実態かどうかということ把握することは難しいと考えております。

こうした実態を踏まえてでございますが、保険料の滞納者については、サービス利用の際に一定の要件で給付制限や支払方法の変更が行われることがあります。その内容ですが、一つは時効により不納欠損となった方が適用されるケースで、保険料の納入すべき期間によって給付制限の期間が算定されることになり、一定期間本来の9割給付が7割給付となります。また一つには、納付期限を過ぎてから1年以上の滞納がある場合、償還払いとなります。いわゆる利用者にサービス料の10割を負担してもらい、後で9割を申請により給付するものであります。

さらに、1年半以上滞納がある場合は、9割の給付分から保険料相当額に達するまで保険料として控除することとされております。

当組合管内では、現在介護認定者の中でサービスを受ける場合に、不納欠損によって3割負担の対象となる方は1人おりますが、納付期限までの滞納による償還払いや給付の一時差し止めの対象者となっている方はおらないのが現状です。

保険料の滞納により申請やサービスの利用ができなくなることはありませんが、申し上げましたように給付制限等の規定もありますので、滞納されている方に対しては、随時文書による制度の周知と、併せて保険料徴収員による説明等を行い、納付指導を行っているところであり、今後とも被保険者のご理解を得るよう納付指導を継続してまいりたいと考えております。以上でございます。

議長 (橋本五郎君)

14番、はい再質問。

佐藤議員 (佐藤文子君)

はい。詳細なお答えをいただきありがとうございました。

市長が述べられた独自の保険料の減免制度の創設の問題ですけれども、私はこれまでも介護保険料の軽減制度、減免制度について、それぞれの大曲市においても何度かやってき訳ですが、都度広域でやっている事業ですので保険料の問題は広域で議論してもらいたいと、初めから各市町村での独自軽減というのは考えられないというふうな対応であったものですから、この機会に是非普通徴収者への軽減制度というふうなことで提案させていただきましたので、その辺の経緯も少しお考えいただきながら、今後は是非検討をお願いしたいと思います。

それから介護保険事務所長さんのおっしゃられた、滞納者へのサービス利用制限は現在のところないということでもありますけれども、いずれにしても償還払いだとかあるいは保険料相当分を控除するというような、こういったようなことはなおさらのこと支払えてない人たちから償還払いなんていうことは到底望めない、そういうこともあるわけですので、そういった意味で本当に数、ケースとしては少ないかも知れませんが、全国で本当に介護保険を使えない、老々介護のためにお互い心中すると

議

長

か、痛ましい事件が起きている実態もあるわけですので、そういったことがこの広域の介護保険事業の中で絶対起こされないというふうな点からも、そうした保険料未納、滞納者がサービスを利用できないことがないように、今後も努めていただきたいという事を申し上げて、私の質問を終わります。

(橋本五郎君)

以上で、通告による質疑を終わります。他に質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。

これより「議案第31号」を採決いたします。本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり認定されました。

以上をもちまして、今期定例会の日程はすべて終了いたしました。

これにて平成18年第2回大曲仙北広域市町村圏組合議会定例会を閉会いたします。ご苦労様でした。